

文部科学省資料

資料1：消費者教育フェスタ	・・・1
資料2：連携・協働による消費者教育推進事業	・・・3
資料3：新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容	・・・4
資料4：学校教育における消費者教育の推進	・・・5
資料5：大学等及び社会教育における消費者教育の指針	・・・7

消費者教育フェスタ

◇ 趣 旨

文部科学省の消費者教育に関する事業（生涯学習政策局、初等中等教育局）の成果を広く還元するとともに、消費者教育を実践する多様な主体と連携・協働することにより、消費者教育の更なる推進を図る。

◇ 主 催 文部科学省

◇ 協 力 社会的責任に関する円卓会議

<社会的責任に関する円卓会議>

多様な主体（事業者団体、消費者団体、労働組合、NPO・NGO、金融、行政）が対等な立場で参加し、政府だけでは解決できない課題に協働して取り組むための枠組み。（平成21年3月設立）

◇ 主な参加者 教育委員会関係者、消費者行政関係者、大学関係者、消費者教育を実践する者（事業者団体、消費者団体等）など

【今年度の予定】

- ・平成25年 1月30日、31日 会場:兵庫県神戸市(神戸市、神戸市教育委員会、神戸市消費者協会と共催)
- ・平成25年 2月27日、28日 会場:文部科学省

【実績】 ※22年度1回、23年度2回(うち地方開催1回)実施

- ・平成23年 2月22日、23日 会場:文部科学省 参加者:2日間延べ661名
- ・平成24年 1月18日 会場:文部科学省 参加者:199名
- ・平成24年 2月22日、23日 会場:岐阜県岐阜市 参加者:2日間延べ1,027名
(岐阜県、岐阜市、岐阜県教育委員会、岐阜市教育委員会と共催)

消費者教育フェスタにおける連携の取組

消費者教育フェスタでは、「社会的責任に関する円卓会議」の協力を得て、連携・協働をテーマにしたパネルディスカッションを行ったほか、以下のプログラムを実施し、多様な主体との連携を促した。

資料展示

消費者教育を実施する民間企業、NPO等の作成した教材、資料等を紹介。
(23年度実績 東京36団体、岐阜37団体)

23年度消費者教育フェスタでの消費者教育関係の主な展示団体(順不同)
消費者関連専門家会議(ACAP)、日本証券業協会、日本損害保険協会、
消費者教育支援センター、金融広報中央委員会/岐阜県金融広報委員会、
経済広報センター、第一生命保険、生命保険文化センター、日本消費生活
アドバイザー・コンサルタント協会(NACS)、日本ファイナンシャル・プラン
ナーズ協会、東京ガス、東芝、KDDI、ダイキン、積水ハウス、花王、シャ
ープ、一般社団法人日本自動車工業会、全国銀行協会 ほか



消費者教育フェスタ(東京会場)での展示資料
【金融広報中央委員会】

岐阜市内の小・中学校を会場に、企業・団体が提案する消費者教育に関する講座を実施し、児童・生徒が参加。(合計32講座)

デモンストレーション授業

消費者教育フェスタinぎふ(24年2月22・23日)

消費者教育フェスタinぎふでの消費者教育関係の主な講座(順不同)

【小学生向け】

岐阜県県民生活相談センター「身につけよう！けいやくの知識」

【中学生向け】

岐阜県金融広報委員会「大人になっても困らないお金とのつき合い方」

消費者関連専門家会議(ACAP)・プロミス「カードゲーム『お金の役割』」

消費者教育支援センター「ゲームとロールプレイングで学ぶ契約トラブル」

第一生命保険「『ライフサイクルゲームⅡ』で未来を体験！」

生活保険文化センター「保険の役割と仕組み」

全国銀行協会「カードゲームで生活設計を体験してみよう！」



デモンストレーション授業の様子【第一生命保険株式会社】

【消費者教育に係る法律】

- ・学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施策を講ずる。〈消費者基本法第十七条〉
- ・消費者教育を推進する多様な主体の連携の確保、効果的な実施 〈消費者教育推進法第三条(基本理念)〉
- ・国において、消費者教育の推進に関する総合的な施策を策定、及び実施義務 〈消費者教育推進法第四条〉
- ・都道府県・市町村において、消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置の努力義務 〈消費者教育推進法第十条、第二十条〉

【現状と課題】 ～消費者教育取組状況調査(22年度文部科学省委託調査)から～

- ・教育委員会と消費者担当部局との連絡協議会の設置状況(都道府県・政令市:37.9%、市町村:0.9%)
- ・連絡協議会の課題「取組報告に終わる」(30.3%)、「形式的」(24.2%)
- 教育委員会において、消費者教育の実施意識が低く、消費者担当部局との連携も意識されていない。

- ・社会教育では、これまで公民館等で現代的・地域課題に関し、地域住民への教育・学習支援をおこなってきている。
- 地域の教育を推進する上で有効な力を有する社会教育が消費者教育の推進に生かされていない。

地域における消費者教育が一層推進されるよう、教育行政を含む連携・協働体制づくりを支援

【事業内容】

文部科学省

消費者教育推進委員会の設置

委託調査研究の審査及び評価、地域における消費者教育を推進する際の教育行政分野での取組方策等を検討を行う。

消費者教育アドバイザーの組織化・派遣

全国の社会教育等における消費者教育の先駆的实践者を、文部科学省が委嘱し、地方自治体等の求めに応じて派遣する。具体的には、委託先への助言のほか、消費者教育推進体制が立ち上がった地域を対象に、推進する上での個別の課題に関して指導・助言を行う。

消費者教育連携・協働推進全国協議会の開催

文部科学省、委託先等からの成果報告及び地域課題の共有や人的交流が行われる場として、全国協議会を中央及び地方で開催する。

委託

助言

報告

地域

連携・協働による消費者教育推進のための実証的調査研究

自主的な消費者教育の推進体制づくりが困難な地域を想定し、効果的な教育体制を実証する。調査研究の実施体制として、地域の教育委員会や関係機関等で実行委員会を組織する。その上で、社会教育の仕組みや取組を活用し、連携・協働により消費者教育を実施する。

【取組例】

- ・学校支援ボランティアの希望者に対し、消費者団体等と協働で、消費生活に関する研修を実施し、消費者教育の担い手を養成する。
- ・図書館等社会教育施設において、消費者団体等と協働で、消費者教育講座を実施し、親子、高齢者など受講者の特性に合わせた学習を提供する。

→ 連携・協働による消費者教育推進体制の姿を提示

効果的な連携・協働による消費者教育推進体制を全国に構築し、消費者の学習機会を確保

新学習指導要領における消費者教育に関する主な内容

① 小学校<文部科学省平成20年3月告示>

(家庭科)

- ・物や金銭の大切さに気付き、計画的な使い方を考えること
- ・身近な物の選び方、買い方を考え、適切に購入できること

② 中学校<文部科学省平成20年3月告示>

(社会科(公民))

- ・契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせること
- ・金融などの仕組みや働き
- ・消費者の自立の支援なども含めた消費者行政(消費者保護の例示として新設)

(技術・家庭科)

- ・自分や家族の消費生活に関心をもち、消費者の基本的な権利と責任について理解すること(新設)
(→消費者基本法、消費生活センター、クーリング・オフ制度等)
- ・販売方法の特徴について知り、生活に必要な物質・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること
(→環境への配慮、電子マネー等)

③ 高等学校<文部科学省平成21年3月告示>

(公民科)

- ・消費者に関する問題
(→消費者基本法、消費者契約法、多重債務問題、製品事故等)

(家庭科)

- ・消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任
(→消費構造の変化、消費行動の多様化等)
- ・消費生活と生涯を見通した経済の計画(新設)
- ・契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題
(→クレジットカードの適切な利用、多重債務問題等)
- ・消費者問題や消費者の自立と支援

※ (→) 内は学習指導要領解説における記述

学校教育における消費者教育の推進

平成25年度概算要求額 10,445千円(平成24年度予算額12,350千円)

消費者基本計画や消費者基本計画に基づき設置された消費者教育推進会議の報告等も踏まえ、関係機関や団体等との効果的な連携の下、学校における消費者教育の実践的な取組について調査研究を行うとともに、消費者教育に関する協議会を通じた成果の普及等を図ることにより、学校における消費者教育の推進を図る。

文部科学省

連携・協力

消費者庁

協議会の実施

委託
(指導・助言)

教育委員会

教材の
配布等

消費者教育に関する協議会
(消費者教育フェスタ)

消費者教育に関する
研修の実施

地域の実情に応じた
教材の開発

国民生活センター



小学校

中学校

高等学校等

専門家の派遣
出前授業の実施等

- ・消費者教育の動向の紹介
- ・外部講師による模擬授業の紹介
- ・都道府県教育委員会の取組事例の紹介

等

成果の報告

協議会への参加

消費者教育推進のための
調査研究(10地域)

協力

消費者行政担当部局₅

学校教育における消費者教育の充実

平成24年度消費者教育推進のための調査研究事業について

○目的

児童生徒が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつけることができる実践的な能力を育むための具体的な方策(教科横断的な消費者教育のカリキュラム開発、消費者教育を担う教員のための研修、学校における外部人材の活用、地域における教材開発等)について、全国8カ所で調査研究を実施。

	委託先及び研究推進校	取組概要		委託先及び研究推進校	取組概要
1	北海道教育委員会 北海道江別高校	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>学校設置者における取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進のための学校に対する支援に関する取組(教員研修の実施) ●<u>学校における取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ・社会科、公民科や家庭科、技術・家庭科等を核とした消費者教育の内容に関わる複数の教科連携による取組 ・学校の実情に応じた消費者教育の教材開発 	5	国立大学法人愛媛大学 愛媛大学附属高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>学校における取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ・社会科、公民科や家庭科、技術・家庭科等を核とした消費者教育の内容に関わる複数の教科連携による取組(消費者教育の年間カリキュラムの作成、小中高一貫した消費者教育プログラムの構築)
2	高知県教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>学校設置者における取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進のための学校に対する支援に関する取組(教員研修の実施) 	6	学校法人札幌光星学園 札幌光星高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>学校における取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ・社会科、公民科や家庭科、技術・家庭科等を核とした消費者教育の内容に関わる複数の教科連携による取組
3	鈴鹿市教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>学校設置者における取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育推進のための学校に対する支援に関する取組(環境教育、食育と絡めた消費者教育の実践) 	7	学校法人東京家政学院 東京家政学院大学 東京家政学院中学校・高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>学校設置者における取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者教育に関する効果的な教員研修のプログラム開発、地域の実情に応じた消費者教育の教材開発等 ・消費者教育推進のための学校に対する支援に関する取組(パンフレット作成・保護者への配布) ●<u>学校における取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ・学校の実情に応じた消費者教育の教材開発 ・消費者教育に関する取組(家庭科専修免許認定講習での消費者教育に関する内容の実施)
4	東京学芸大学 東京学芸大学附属小金井小学校	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>学校における取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ・社会科、公民科や家庭科、技術・家庭科等を核とした消費者教育の内容に関わる複数の教科連携による取組 ・主に総合的な学習の時間等を活用した教科横断的・総合的な学習を行う等のカリキュラム開発 	8	学校法人瀬戸内学園 広島桜が丘高等学校	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>学校における取組</u> <ul style="list-style-type: none"> ・主に総合的な学習の時間等を活用した教科横断的・総合的な学習を行う等のカリキュラム開発 ・学校の実情に応じた消費者教育の教材開発

※ 上記のほか、文部科学省において、学校における消費者教育の実践に資するため、小・中・高等学校の消費者教育に関する優れた指導事例を集めた指導事例集を作成中。

大学等及び社会教育における消費者教育の指針（概要）

資料5

消費者教育推進委員会（平成23年3月30日）

経緯

消費者基本法の改正（平成16年）

- ・「消費者の権利の尊重」「消費者の自立の支援」が基本理念に盛り込まれ、消費者教育に関する規定が充実。

消費者庁関連三法（平成21年）

- ・消費者庁関連三法の審議過程において、消費者安全法に消費者教育の規定が国及び地方公共団体の責務として盛り込まれる。
- ・三法案に対する付帯決議において、消費者教育の充実が求められた。

消費者基本計画（平成22年）

- ・「消費者の利益の擁護及び増進」、「消費者の権利の尊重及び自立の支援」を一層充実させるため、消費者政策の基本的方向として、「消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する消費者の充実」、その具体的施策の一つとして、「大学等及び社会教育における消費者教育の指針の作成」を記載。

背景

- 暮らしの土台そのものを揺るがす問題の発生
～ 食の安全・安心という消費生活の最も基本的な事項に対する消費者の信頼を揺るがす事件や高齢社会を迎えるに当たって高齢者の生活の基盤である資産を狙った悪質商法など
- インターネットや携帯電話の普及により、若い世代における消費者トラブルの急増

<平成22年度文部科学省委託調査「消費者教育に関する取組状況調査」>

○消費者問題に関する大学等の取組の現状

- ・消費者教育に関する教育（科目、ゼミ等）に尋ねたところ、「回答する科目がない」とした大学等は約半数。
- ・教職員に対する啓発・情報提供は、約7割の大学等において行われていない。
- ・消費者教育を推進する際の課題として、約3割強が「指導者や講師となる人材がいらない」、約2割弱が「どのような取組をすればよいかわからない」と回答（複数回答による）。

○社会教育における消費者教育に関する教育委員会の取組の現状

- ・約3割弱の教育委員会が、社会教育における消費者教育に取り組んでいる。
- ・消費者教育を推進する際の課題として、「指導者や講師となる人材がいらない」、「予算がない」、「どのような取組をすればよいかわからない」、「活用できる教材が少ない」の回答が約2割程度あげられた（複数回答による）。

社会状況に対応した、消費者への教育を推進するために参考となる指針が必要

大学等及び社会教育における消費者教育の指針

消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援するための教育の指針

(1) 大学等及び社会教育における消費者教育の目的と戦略を明確化

<消費者教育の目的>

- ① 消費に関する基礎的・基本的な知識及び技能を習得し、これらを活用して、消費者被害等の危機回避能力、生活設計能力、問題解決能力をはぐくむ。
- ② 他者や社会とのかかわりにおいて意思決定し、よりよい社会を形成する主体として、経済活動に関して倫理観を持って責任ある行動をとれるようにする。
- ③ 消費を、持続可能な社会を実現するための重要な要素として認識し、持続可能な社会を目指してライフスタイルを工夫し、主体的に行動できるようにする。

<消費者教育の目的を達成するための戦略>

- (1) 生涯学習の一環として、消費者教育を学び続けることができる環境づくり
- (2) 学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、消費者教育の充実
- (3) 持続可能な社会づくりに向けた視点を取り入れた消費者教育の推進

(2) 消費者教育の推進に関する大学等及び社会教育の役割、効果的な教育の在り方等をとりまとめ

<大学等の役割から見た消費者教育の必要性>

- (1) 学生への生活支援
- (2) 自立した消費者及び職業人並びに消費生活に係る専門的人材の育成
- (3) 生涯学習拠点としての地域貢献
- (4) 大学組織の危機管理

<大学等における消費者教育の取組の方向性>

- ① 啓発・相談
- ② 教育・研究
- ③ 地域貢献
- ④ サークル・自主活動

【取組事例】

- ・明治大学（学生相談室による啓発及び法律相談）
- ・三重大学（替え歌等の能動的要素を加えた授業）

<社会教育の役割から見た消費者教育の必要性>

- (1) 自立した消費者の育成
- (2) 地域社会（コミュニティ）の基盤強化

<社会教育における消費者教育の取組の方向性>

- ① 消費者教育の担い手育成
- ② 総合的、継続的な学習機会の提供
- ③ アウトリーチによる学習機会の提供
※アウトリーチ＝手を伸ばす、差し伸べる

【取組事例】

- ・鳥取県（高等教育機関との連携による学習機会の提供）
- ・福岡県、地元企業（企業の地域貢献活動による啓発）
- ・香川県（市町教育委員会社会教育担当との連携）